

団体会場実施規定

本規定は法学検定試験の団体会場実施について定めたものです。

団体会場の申込責任者は試験当日の責任者として、本規定に従い、厳正・公平に試験を実施してください。

本規定に違反して実施した場合に生ずる一切の責任は、申込責任者に負っていただきます。

《試験の実施》

1. 試験実施日時の厳守

所定の実施日時を厳守してください。いかなる理由でも所定の日時以外での試験実施はできません。

所定の実施日時以外に実施した場合は、当該受験者は全員失格とし、答案の採点はいたしません。受験料の返却もいたしません。

2. 試験時間の厳守

所定の試験時間を厳守してください。いかなる理由でも所定の試験時間の延長・短縮等はありません。

3. 適切な試験会場

厳正・公平な試験を実施するうえで、適切な会場（教室）を使用してください。

申込時に、使用する会場（教室）名および試験用収容人数ならびに机の配置図等をご提出いただきます。

4. 厳正・公平な試験監督

試験監督にあたっては、本規定および11月中旬頃までに送付する「団体会場実施マニュアル」に従い、厳正・公平に行ってください。

運営にあたって、試験の前後を含め試験実施本部と連絡が取れる状態にある団体試験責任者1名のほか、人数の目安としては、各試験室に試験監督1名、および受験者60名につき1名の監督補助者を必要とします。

試験教室の監督を含め試験業務を補助員が担当する場合は、補助員に本規定および「団体会場実施マニュアル」の記載事項を事前に説明し徹底してください。

試験実施にあたっては、受験生からの試験問題に関する質問は一切受け付けないでください。

《試験資材・解答用紙の取扱い》

5. 試験資材の取扱い

- (1) 到着した試験資材は、送付品目と部数（枚数）の点検を行ってください（必ず複数人で行ってください）。ただし、問題冊子は試験当日に別便でお届けいたします。
- (2) 送付品目・部数（枚数）の点検後の試験資材は再梱包し、厳重に保管してください。
- (3) 試験資材には各コースの志願者数に応じた「解答用紙」と、印刷不鮮明や破損・汚損に備えて、若干の予備が加わります。

6. 受験指導の禁止

試験準備のための特別指導等は自由ですが、試験資材到着後の指導や模擬テスト等は行わないでください。

7. 試験後の解答用紙の返送

- (1) 試験終了後は、解答用紙枚数と必要事項のマーク漏れがないかの確認のみ行い、解答内容には一切手を加えないでください。
- (2) 解答用紙は、原則として当日の試験終了後に、差し支えがある場合には翌月曜日の午前中に指定運送業者が引き取りに伺います。

以 上